



Bundesamt  
für Migration  
und Flüchtlinge

Bundesministerium  
des Innern

# 電子滞在許可証 (eAT) について知っておくべきこと



[www.bamf.de/eaufenthaltstitel](http://www.bamf.de/eaufenthaltstitel)







# 目次

1	電子滞在許可証	5
2	写真・指紋	7
3	付帯条件(特殊要件)	9
4	オンライン本人確認機能	10
5	電子署名	13
6	滞在許可証の新用途	15
7	データセキュリティ	16
8	盗難・紛失の際はどのようにしますか？	17
9	その他	18
10	お気軽にご連絡ください！	19

# はじめに

従来、外国人局から付与された滞在許可証(滞在許可、定住許可、EC 継続滞在許可、EUブルーカード)はシールとして旅券に貼られてきました。

2011年9月1日より、滞在許可証は電子的な追加機能を持った「電子滞在許可証(eAT)」として、クレジットカード形式の別途書類として付与されます。この電子滞在許可証は一人一人の第三国国籍者のために、個別書類として発行されます。

本手続きは、EU市民およびスイス人およびご家族のために発行された、用紙形式による、独立した書類としての滞在権証明書(滞在者カード、定住者カード、スイス人のための滞在許可証)にも適用されます。

eAT のカードは生体認証データ(写真ならびに、満6歳に達してから2個の指紋)、付帯条件(特殊要件)および個人情報が保存された非接触チップを内蔵しています。さらにチップは電子身分証明書を内蔵し、また電子署名としても使用できます。

## 電子滞在許可証の概要

- 2011年9月1日に導入
- 従来のシールを置換
- EU加盟国以外の国籍者(=第三国国籍者)用滞在許可証のEU共通標準化
- クレジットカード形式
- 非接触チップをカードに内蔵
- デジタル写真ならびに、満6歳に達してからの2個の指紋により偽造・濫用から保護し、滞在許可証とその所有者の一意対応性を確保
- インターネットならびに機械での処理/行為用 電子識別機能
- 法的拘束力のあるデジタル文書用電子署名に対応



# 1 電子滞在許可証



## eAT は何故導入されますか？

eAT の導入にはEU全加盟国が義務付けられました。その法的根拠は欧州指令(EC) No. 380/2008 ならびに No. 380/2008 です。その目的は、第三国国籍者のための欧州連合の滞在許可証を標準化し、生体認証データの使用により文書ならびに文書保有者の一意対応性を著しく強化し、濫用を防止することです。

## 従来の滞在許可証はいつまで有効ですか？

旅券ならびに旅券代替書類に貼られた従来の滞在許可証は、記入された有効期間まで、最長2021年4月30日まで有効です。

## eAT はいつまで有効ですか？

eAT の有効期間は滞在許可証/滞在権証明書ならびに、外国人局の滞在権に関する判断により異なります。無期限の滞在許可証の場合、カード本体の使用は10年間に制限されています。10年毎にカードを更新する必要があります。



### 注意事項：

従来の滞在許可証/滞在権証明書と同様に、eAT は登録されている旅券・旅券代替書類の有効期限が切れると、使えなくなります。その為、旅券・旅券代替書類の期限が切れる前に更新することに注意を払って下さい。

## eAT の機能一覧：

1. eAT のチップには保有者の写真ならびに指紋が保存されています。eAT の濫用を防止するための処置です。生体認証機能により、保有者の身分証明も保護されます。

**注意事項:**

政府当局、つまり警察・外国人局等のみがデジタル写真ならびに指紋へのアクセス権限を付与されます。これらのデータが保存されているチップの部分は格段に保護されています。

2. eAT の導入に伴い、滞在許可証に関する付帯条件やその他の特殊要件は、旅券に貼るためのシールに印字されるのではなく、eAT のチップに保存され、さらに個別補足用紙に印字されます。補足用紙は eAT とともに付与されます。

**注意事項:**

政府当局、つまり警察・関税局等のみがチップに保存されている付帯条件へのアクセス権限を付与されます。

3. 滞在許可証には新しい用途として、「オンライン本人確認」、つまりオンライン身分証明の機能が加わります。この機能により、インターネット/機械にて安全かつ明確にログインし、身分を証明することができます。オンライン本人確認機能により、インターネット上の相手の身分を確認することができます。さらに、この機能により保有者の個人情報の保護が強化されます。

**注意事項:**

保有者自身が、伝送される個人情報の内容を選べます。

4. 新しい電子署名は個人の署名と同等に扱われます。この電子署名機能により、通常は書面でしか法的拘束力を持たない契約書ならびに申請書類も、オンライン上で署名することができます。その為、自筆署名付の書面を郵送する必要がなくなります。

**どのデータが eAT のチップに保存されますか？**

カード本体に印字されたデータ(名前、名字、住所等)がさらにチップにデジタル保存されます。さらに、チップには生体認証データ(写真ならびに指紋)の他、場合により付帯条件(特別要件)が保存されています。



## 2 写真・指紋



写真はカード本体に印刷され、さらにチップに電子データとして保存されます。写真に関する条件:

- 最新の写真であること。
- 顔を隠すものは一切なく、顔が写真の中央に鮮明に写っていること。  
(正面顔であること、半横顔でないこと)。
- 顔さえ隠れていなければ、宗教的な理由からスカーフを着用することは問題ありません。
- 目が開いた状態で鮮明に写っていること。
- 医学的な理由等により、例外もあり得ます。



写真に関する詳細情報はこちらをご参照ください:  
[www.bmi.bund.de](http://www.bmi.bund.de)

EU加盟国以外の国籍者の場合、満6歳に達してから必ず電子滞在許可証のチップに写真ならびに2個の指紋が保存されなければなりません。これにより、文書ならびに文書保有者の一意対応性を強化し、濫用を防止することが目的です。



### 指紋は eAT 以外にも長期的に保存されますか？

指紋は eAT を取りに行かれるまで外国人局にて保存されます。その後、データは(復元不可能なように)完全削除されなければなりません。eAT を作成する連邦印刷所は保有者のデータを保存しません。法律上の連邦データベースは予定されていません。

### eAT のチップに保存された写真ならびに指紋へのアクセス権限者は？

証明書が本物であることの確認ならびに eAT 保有者の身分証明のために、政府当局、つまり警察・外国人局等のみが写真ならびに指紋へのアクセス権限を付与されます。このためには、eAT が各当局になければなりません。インターネット上では読み取りができません。

eAT によるすべての情報・伝送は国際的に認められている、定着した暗号法により保護されます。eAT のどの個人情報に対してアクセス権限が付与されるか、またアクセス権限者については政府当局により付与されるアクセス権限システムに基づいて管理されます。

### 指紋はどのようにして採取しますか？

外国人局での申請の際に、指紋をスキャナーで電子的に採取します。この際にスタンプインクは一切使用されません。通常の場合、両指ともそれぞれ3度採取されます。両指の最も鮮明な指紋のみが保存されます。

### どの指の指紋が採取されますか？

原則として、両手の人差し指の指紋の eAT への保存が要求されます。必要により、その他の、小指以外の指の指紋を使用する場合があります。





# 3 付帯条件 (特殊要件)



付帯条件(特殊要件)が存在する場合、チップに保存され、補足用紙に印字されます。カード本体には、「補足用紙を参照」と印字されます。付帯条件に変更が生じた場合、補足用紙が新たに作成され、チップのデータが変更されます。その為、eAT 本体の更新は必要ありません。



#### 注意事項:

政府当局、つまり警察・関税局等のみがチップに保存されている付帯条件へのアクセス権限を付与されます。この為には、eAT が現地になければなりません。インターネット上では読み取りができません。

# 4 オンライン本人確認機能



## オンライン本人確認機能とはなんですか？

インターネット或いは機械による電子的身分証明サービスが提供される場合において、新しいオンライン本人確認機能の6桁の暗証番号によりオンライン上の身分証明が可能になりました。

今後はオンラインショップ、保険、銀行、電子メールプロバイダー、ソーシャルネットワークならびに政府当局も益々、このようなサービスを提供するようになるでしょう。例えば、自動車保険契約ならびに新車の登録等、本来は当局へ足を運ばなければならない用事も eAT により、インターネット上で簡単に済ませることができます。これにより、用紙への記入、当局の訪問、個人情報の入力等の手間が省けます。

## 新しいオンライン本人確認機能を使用するための条件は？

オンライン本人確認機能を使用するためには、満16歳であることが条件です。使用は任意です。この機能を使用するか否かは保有者の自己判断によります。この機能は要望に応じていつでもアクティブ化或いは非アクティブ化することができます。

## どうしたら新しいオンライン本人確認機能が使えますか？

eAT を使用してインターネットで身分を証明するためには、オンライン本人確認機能がアクティブでなければなりません。

### カード読取装置・ドライバー

- パソコン/ノートブックでの使用においてはカード読取装置 (適切な読取装置は市販で入手可能)ならびに
- eAT・コンピューター間の接続を可能にする「本人確認アプリケーション (AusweisApp)」と呼ばれるドライバーが必要です。このソフトウェアはインターネット上 [www.ausweisapp.bund.de](http://www.ausweisapp.bund.de) からダウンロードできます。

### 暗証番号の通知:

eAT をお申込み後、暗証番号の通知が郵送されます。これには5桁の暗証番号 (PIN) ならびに10桁のロック解除番号 (PUK) が記載されています。





## 暗証番号 (PIN):



### 注意事項:

この5桁の暗証番号はトランスポートPIN といい、eAT を受取後に6桁の独自の暗証番号に変更する必要があります。

この作業は、カード読取装置でご自宅で、或いは外国人局で行なうことができます。暗証番号は無制限に新しい暗証番号と置換できます。オンライン本人確認機能を使用する度、6桁の独自の暗証番号を入力する必要があります。

## ロック解除番号 (PUK):

暗証番号を3回間違えて入力した場合、ロックがかかります。PUK は、ロックを解除するためのロック解除番号です。

## ロック用パスワード:

eAT 盗難・紛失の際、オンライン本人確認機能をロックする必要があります。これには専用ホットラインの担当者に、或いは外国人局にロック用パスワードをお知らせ下さい。

### 情報保護

暗証番号・ロック解除番号・ロック用キーワードは決して eAT にメモしないで下さい。また、暗証番号を eAT と同じ場所に保管しないよう注意を払って下さい。

## 偽名とはなんですか？

eAT を使用することで、例えばインターネットのソーシャルネットワークで、個人情報を開示せずに本人確認を行なえます。eAT のチップは、ユーザーの本人確認のために、個人情報と結びつけることのできない識別情報(偽名)を作成します。この識別情報はプロバイダーに依存します。6桁の独自の暗証番号により、普通のログインのように簡単に手続きを済ませることができるだけでなく、安全性が著しく強化されます。

## 年齢・居住地確認とはなんですか？

オンラインサービスで、年齢ならびに居住地の情報のみをプロバイダーから求められる場合があります。そのための、eAT は年齢或いは居住地確認を提供しています。年齢確認の際、eAT 保有者の生年月日の情報が伝送されるのではなく、年齢制限(例えば16歳以上等)を満たしているか否かの情報のみが伝送されます。

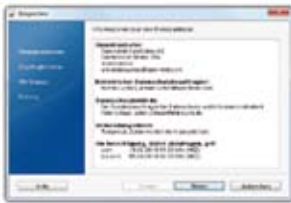
居住地確認の際、入力された市町村或いは連邦州に、保有者が実際に登録されているか否かの情報のみが確認されます。

両機能はデータ量の削減に役立つだけでなく、不可欠なデータ以外に、必要以上にユーザー情報が開示されないことを確保します。

## オンライン本人確認機能の使用例:オンラインショッピング



ユーザーがオンラインショップで購入したい製品を選択しました。オンラインショップは、結約・請求書作成・製品発送の為に、名前、名字ならびに住所を要求します。これらの情報はオンライン本人確認機能により伝送することができます。



これらのデータが伝送される前に、オンラインショップはユーザーのeATに合格証明書を開示します。オンラインショップの合格証明書はeATにより確認されます。一方、オンラインショップ側のシステムは、ユーザーのeATが有効で、ロックがかかっていないことを確認します。



選択画面で伝送されるべきデータにチェックを入れることで、データの開示を制限することができます。ユーザーは6桁の独自の暗証番号を入力することで、データ伝送に同意します。開示データは暗号化され、オンラインショップに伝送されます。

購入契約は、別途の意思表示により決定的に締結されます。



### 注意事項:

ここ数日以内に新しい滞在許可証を取りに行かれる際、オンライン本人確認機能を希望するか否かを訊かれます。

電子滞在許可証の本人確認機能はご要望により、アクティブ化或いは非アクティブ化されます。

その後、決心が変わった場合、オンライン本人確認機能はいつでも外国人局でアクティブ化或いは非アクティブ化することができます。



# 5 電子署名

eAT は署名機能とも呼ばれる適格電子署名 (QES) にも対応しています。この機能は eAT 保有者本人のみによりアクティブ化できます。



## 署名機能はどのように働きますか？

署名機能は、例えばデジタル文書としての契約に法的効力がある署名を行なうときに使います。この際、自筆署名が「署名証明書」に置き換えられます。書類の受取人(契約相手)は電子署名により、デジタル署名後に書類が変更されたか否かを見分けることができます。

eAT はデジタル署名の使用に対応しています。電子署名を使用する為には、オンライン本人確認機能がアクティブでなければなりません。

## 署名機能を使用するための条件は？

署名機能は eAT ユーザーの要望に応じて使用が可能です。但し、これには特殊な署名証明書ならびに読取装置が必要です。プロバーダーにより、異なる費用が発生します。

### 署名証明書：

署名証明書は認定された、(電子証明書サービスとも呼ばれる)電子署名提供サービス から入手できます。連邦ネットワーク局 のホームページにて、電子証明書サービス業者がリストアップされています [www.nrca-ds.de](http://www.nrca-ds.de) にて、「認定された電子証明書サービス (Akkreditierte ZDA)」の項目をご参照ください。署名証明書を eAT にロードしなければなりません。





**署名暗証番号:**

署名機能を使用する為には、別途の署名暗証番号が必要となります。これは署名証明書を読み込む際にユーザーが独自に設定します。

**読取装置:**

読取装置は非接触式インターフェースを持ったカードに適した、PINパッドとディスプレイ付の読取装置であることが重要です。ソフトウェアアプリケーションの説明書をご参照ください。





# 6 滞在許可証の新用途

## オンライン本人確認機能の使用範囲

### オンライン登録:



初めてオンラインサービスに登録する際、通常は様々なユーザー情報を訊かれます。名前だけの場合、或いは完全な住所である場合もあります。これらのデータは eAT の使用により素早くかつ正確に伝送できます。

### 機械での身分証明:



今後、情報機器・自動販売機でも、益々個人化されたサービスが提供されるようになるでしょう。この状況でも、eAT の使用により素早く簡単に身分を証明できます。

### 偽名を使ったアクセス:



インターネットで個人情報を伝送する必要がないことも、よくあります。但し、サービス業者が登録済みのユーザー等を見分けられると有利なときがあります。これを可能にする為に、eAT は「偽名」を作成します。

### オンライン署名:



署名機能により、オンライン上でも安全に契約等を結ぶことができます。

### 年齢/住居地確認:



オンラインサービスには制限付のものもあります。年齢制限のあるサービスその他、特定の住居地に登録されているユーザーのみが利用できるサービスもあります。eAT により、必要以上の情報を開示せずに年齢或いは住居地の確認を行なえます。この際、「イエス」か「ノー」かのみが伝送されます。

### 自動的に用紙へ記入:



オンライン用紙への記入は面倒なときがあります。また、名前や住所の入力の際に、よくタイプミスが起こります。オンライン本人確認機能により、eAT のデータを伝送することができます。

### 行政機関の用紙:

今後は、政府当局もインターネット上のサービスを提供することでしょう(例: 電子納税申告)。これらのサービスを行なう為にはユーザーが本人であることを確実に証明する 必要があります。将来、オンライン本人確認機能がこの役割を果たすようになります。

# 7 データセキュリティ

## どのデータが eAT により伝送されますか？

下記のデータの開示は、暗証番号を入力することで確定できます：

- 名前・名字、場合により学位
- 発行国
- 年齢・住居地確認
- 生年月日・出生地
- 住所
- 文書タイプ
- 識別情報（偽名）

## 権利の行使 - 自らの決定によるデータ開示

eAT 保有者自身は、どのデータが伝送されるべきかを決める権利を持っています。いずれにしても、eAT の有効性の確認は必ず伝送されます。これはロック状態に関する情報に関する情報についても該当します。eAT にロックがかかっているか否かを見分けるためです。

## データは安全ですか？

はい！ 個人情報、eAT なしでインターネット、ウェブショップ、ソーシャルネットワーク等で行動するときよりも安全性が強化されます。eAT に含まれている新しい機能が個人情報を保護しているからです。また、オンライン本人確認機能により、インターネットのオンラインサービス業者の正体を確認することができます。

## データはハッカー攻撃から守られていますか？

データ伝送の度、個人情報が暗号化されます。すべての情報・伝送は国際的に認められている、定着した暗号法により保護されます。

サービス業者が eAT を使用したサービスを提供する為には、適格証明書の発行局 (VfB) に適格証明書の発行を申請しなければなりません。当局は厳格な基準をもとに、該当サービスの提供のために不可欠なデータを検討し、不可欠として判断されたデータに関してのみ適格証明書を付与します。





# 8 盗難・紛失の際はどのようにしますか？



## eAT の盗難・紛失の際、電子的機能にロックをかける為にはどうしたらいいですか？

オンライン本人確認機能にロックをかける為には、専用ホットライン **0180-1-33 33 33** までお問合わせください(ドイツ国内の固定電話から:3,9 セント/分、携帯電話から:最高 42 セント/分、国外でも通話可能)。この際、名前・生年月日・ロック用パスワードを訊かれます。保有者のみが eAT にブロックをかけれるように仕組みられています。eAT の盗難・紛失は、必ず外国人局にご報告ください。直接、外国人局を訪問し、eAT の盗難・紛失を届け出ることも可能です。

## eAT の紛失の際、署名機能はどのようにしますか？

紛失の際には、必ず電子署名提供サービスに報告し、署名機能にロックがかかるよう手配してください。外国人局に証明書の紛失を報告されても、自動的にロックがかかるわけではありません。その為、即時に電子署名提供サービスにお問合わせください。

# 9 その他 ?

## ... 暗証番号を間違えて入力した場合

2回間違えて入力した後、ソフトウェアにアクセス番号の入力を求められます。アクセス番号は eAT の表に記載されています。

3回間違えて入力した場合、安全のためオンライン機能にロックがかかります。この際、ロック解除番号 (PUK) でロック解除し、再度入力を行なってください。ロック解除番号は10回まで使用できます。

## ... 暗証番号を忘れた場合

どの外国人局でも、暗証番号を新しく設定することができます。但し、eAT をご持参ください。

## ... 引越し

引越しの際には、新しい居住地の当局(外国人局または住民登録局)にて住所変更届けを行なってください。この手続きにより、eAT の本体・チップの両方に住所の変更を行ないます。

## ... 旅券が切れている場合

期限が切れる前に旅券の更新を申請してください。eAT は旅券の有効期限が切れると使えなくなります。

## ... オンライン本人確認機能を後でアクティブ化或いは非アクティブ化したい場合

eAT が有効な限り、オンライン本人確認機能はいつでも外国人局でアクティブ化或いは非アクティブ化することができます。



# 10 お気軽にご連絡ください！

## - 外国人局 -

滞在許可証は地域の当局(外国人局)に申請して下さい。申請手続きに関する詳細は当局で提供されます。




或いは、詳細情報に関して市民サービスセンターまで電話でお問合わせ下さい。市民サービスセンターの電話番号：0180 - 133 33 33。営業時間：月～金、7:00～20:00。(ドイツ国内の固定電話から:3,9 セント/分、携帯電話から:最高 42 セント/分、国外でも通話可能)。

## - インターネットでの情報 -

インターネット上、[www.bamf.de/eaufenthaltstitel](http://www.bamf.de/eaufenthaltstitel) にて、すべての情報を一覧できます。Q&A 集も、お役に立てれば幸いです。その他、電子署名提供サービス業者の一覧、本人確認アプリケーション 用ソフトウェア「AusweisApp」のダウンロード等、インターネット上のアドバイスをご利用下さい。

略	
eAT	elektronischer Aufenthaltstitel (電子滞在許可証)
PIN	Personal Identification Number (暗証番号)
PUK	Personal Unblocking Key (ロック解除番号)
QES	Qualifizierte elektronische Signatur (適格電子署名)
VfB	Vergabestelle für Berechtigungszertifikate (適格証明書の発行局)



## 管理者情報

発行所・編集部:  
連邦移民難民庁、230課  
連邦内務省、M16 課 IT 4 課

日付:  
2011年2月

印刷:  
Bonifatius GmbH  
33100 Paderborn

デザイン:  
連邦移民難民庁  
Gertraude Wichtrey  
Claudia Sundelin